

別紙 2

(協定第 5 条関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 3 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	92百万円
H 1 9	97百万円
H 2 0	230百万円
H 2 1	242百万円
H 2 2	266百万円
H 2 3	74百万円

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五ヵ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。